



平成24年10月5日

各 位

会社名 ソントン食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 石川 紳一郎
(コード番号 2898 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 塩村 智彦
(Tel. 03-5976-5731)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について、平成24年11月9日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催予定の当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更(1)）

(1) 変更の理由

平成24年9月19日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、株式会社ダイショー（以下「ダイショー」といいます。）は、平成24年8月6日から平成24年9月18日までの間、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しております。本公開買付けの結果、ダイショーは、平成24年9月25日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式14,918,440株（平成24年3月31日現在における当社の発行済株式総数（18,532,856株）から当社が保有する自己株式数（1,970,078株）を控除した株式数（16,562,778株）に係る議決権の数（16,562個）を分母として計算した割合（以下「所有割合」といいます。）：90.07%）を保有するに至っております。また、当社の代表取締役社長である石川紳一郎が、その発行済株式の全てを保有する資産管理会社であり、石川紳一郎が代表取締役を務める株式会社イシカワ商事（以下「イシカワ商事」といいます。）は、当社普通株式950,000株（所有割合：5.74%）を保有しております。これにより、ダイショーは、ダイショー及びイシカワ商事が保有する当社普通株式と合わせて当社普通株式15,868,440株（所有割合：95.81%）を保有するに至っております。

ダイショーの代表取締役及び当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、平成24年8月3日付のダイショーのプレスリリース「ソントン食品工業株式会社株式に対する公開買付けの

開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社を取り巻く厳しい経営環境の中で、当社が今後の経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、比較的収益の確保ができてこの時期において、当社の経営陣及び従業員が一丸となって抜本的な経営改革が行えるよう、意思決定の迅速化や機動的な組織体制を構築することが必要不可欠であると考えております。また、このような抜本的な変革を機動的に実施するにあたっては、短期的には当社の経営及び業績に大きな影響を与えることから、当社が上場を維持したままこれらを実行した場合、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があり、他方、上場を維持することが当社にとって必要以上の経営負担となる可能性があるとも考えております。以上のような考え方にに基づき、ダイショー及び石川紳一郎は、当社との協議・検討を経て、マネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引の実施を正式に決定しました。

一方、当社といたしましても、平成24年8月3日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及びダイショーとの交渉を行った結果、当社が持続的に成長していくためには、比較的収益の確保ができてこの時期において現行の経営体制を見直して意思決定の迅速化を図ることにより、抜本的な改革を行うことが必要であると判断いたしました。また、当社の株主の皆様がこのような抜本的な改革に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、マネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引により当社普通株式を非上場化することが当社にとっても、当社の一般株主の皆様にとっても最善の選択であり、かつ、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は妥当なものであり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであるとの判断に至りました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法により、当社普通株式を非上場化するための手続（以下、総称して「本非上場化手続」といいます。）を実施することを決議いたしました。

- ①当社の定款の一部を変更し、定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします。（なお、全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）
- ③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主（ただし、当社を除きます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を950,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、ダイショー及びイシカワ商事以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更(1)は、本非上場化手続のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

株主の皆様に対してA種種類株式を交付した結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、ダイショーにA種種類株式を売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に1,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

また、現行定款第7条におきましては、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、定款一部変更(1)で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、定款一部変更(1)に係る定款変更は、承認可決された時点で効力を生ずるものいたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は50,000千株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は50,000千株とし、<u>発行可能種類株式総数は普通株式49,990千株、A種種類株式10千株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第5条 当社は、残余財産を分配するときは、<u>Aの2種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」とい</u></p>

<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>う。)に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第17条 <u>第12条ないし第14条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更(2)）

(1) 変更の理由

定款一部変更(2)は、定款一部変更(1)「(1)変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社普通株式の非上場化を行うための本非上場化手続の②として、定款一部変更(1)による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。定款一部変更(2)が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、定款一部変更(2)の承認後、株主総会の特別決議によって当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本非上場化手続③）、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、定款一部変更(1)における定款変更案により設けられるA種種

類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、ダイショー及びイシカワ商事を除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、950,000分の1株としております。

なお、定款一部変更(2)に係る定款変更の効力発生日は、平成24年12月13日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。定款一部変更(1)の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更(2)による定款変更は、定款一部変更(1)のご承認が得られること及び普通株主による種類株主総会において定款一部変更(2)の追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

定款一部変更(1)による変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;">(全部取得条項)</p> <p><u>第 5 条</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式につ</u> <u>の 3</u> <u>いて、株主総会の決議によってその全部を</u> <u>取得できるものとする。当社が普通株式</u> <u>の全部を取得する場合には、普通株式の取</u> <u>得と引換えに、普通株式1株につきA種種</u> <u>類株式を950,000分の1株の割合をもって</u> <u>交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更(1)でご説明しておりますとおり、当社は、当社が持続的に成長していくためには、比較的収益の確保ができてこの時期において現行の経営体制を見直して意思決定の迅速化を図ることにより、抜本的な改革を行うことが必要であると判断いたしました。また、当社の株主の皆様へこのような抜本的な改革に伴うリスクが及ぶことを回避する必要があること等を考慮すると、当社普通株式を非上場化することが当社にとっても、当社の一般株主の皆様にとっても最善の選択であるとの判断に至っております。

そのため、定款一部変更(1)でご説明した本非上場化手続の③として、会社法第171条第1項並びに定款一部変更(1)及び定款一部変更(2)による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更(1)における変更後の定款により設けられるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、ダイショー及びイシカワ商事を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して交付するA種種類株式の数は1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき新たに発行するA種種類株式を950,000分の1株の割合をもって交付する予定です。このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に対しましては、会社法第234条の定めに従って以

下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株式の株主の皆様へ交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上でダイショーに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に金1,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに定款一部変更(1)及び定款一部変更(2)による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を950,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成24年12月13日といたします。

(3) その他

本件における全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更(2)に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会において定款一部変更(1)、定款一部変更(2)及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更(2)に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年11月9日から平成24年12月9日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年12月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

Ⅲ. 本非上場化手続の日程の概要（予定）

①	本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成24年9月14日（金）
②	本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成24年9月30日（日）
③	本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成24年10月5日（金）
④	本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成24年11月9日（金）
⑤	種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更(1)）の効力発生日	平成24年11月9日（金）
⑥	当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年11月9日（金）
⑦	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年11月12日（月）
⑧	当社普通株式の売買最終日	平成24年12月7日（金）
⑨	当社普通株式の上場廃止日	平成24年12月10日（月）
⑩	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年12月12日（水）
⑪	全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更(2)）の効力発生日	平成24年12月13日（木）
⑫	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年12月13日（木）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として「支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士等の第三者の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応」する旨を定めております。

また、本取得を行うに際しても、以下の対応を行っており、本取得は当該指針に適合していると判断しております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成24年8月3日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2.（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり各措置を講じております。加えて、当社の代表取締役社長である石川紳一郎は、ダイショーの代表取締役並びにダイショーの完全親会社であるイシカワ商事の株主及び代表取締役という立場にあり、かつ、本公開買付け後にイシカワ商事が新規に発行する株式を引き受けることをダイショーとの間で予め合意しているため、本取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本取得の公正性を担保するため、本日開催の当社の取締役会における本取得に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。なお、当該取締役会における当該議案については、石川紳一郎を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が参加し、いずれも当社

の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、平成24年8月3日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2. (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 第三者委員会の設置及び第三者委員会への諮問」に記載のとおり、ダイショー及び当社から独立性を有する3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の合理性、(b)意思決定過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けを含む本取引における対価の妥当性の観点から、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。これに対して、第三者委員会は、(a)当社がアジア地域等への海外進出や老朽化した製造設備の入れ替えといった抜本的な改革を行うことには必要性が認められるとともに、当社の少数株主に生じるリスクを回避しつつ、当社にとって必要な抜本的な改革を実現するという本公開買付けを含む本取引の目的には合理性が認められる、(b)当社が第三者算定機関である株式会社AGSコンサルティングを選定した経緯に不適切な点は認められず、また、ダイショーと利害関係を有しない役員によって本取引の実質的な検討が行われるとともに、当社がダイショーと対等の立場で価格交渉を行っていることからすると、本取引の意思決定過程の手続において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない、(c)当社普通株式の買付価格は、株式会社AGSコンサルティングによる株式価値の算定結果を参考として、当社とダイショーが対等の立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、また、平成24年1月から同年6月までの間におけるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われた発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、当社普通株式の買付価格には十分なプレミアムが付加されており、本公開買付けを含む本取引における対価は妥当である、との判断に至り、平成24年8月2日に、当社の取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

当社の取締役会は、以上の点を踏まえた上で、本取得は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本取得が行われることを前提に第三者委員会から上記答申書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手していません。

以 上